

中川村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和5年4月

中 川 村

1 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの目標

令和3年4月に改訂した中川村耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた目標の達成に向け、住宅所有者が積極的に耐震化を進めるため、村民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、中川村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、計画的に耐震化を取り組むよう数値化し、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置づけ

アクションプログラムは、促進計画に定めた耐震化率の目標達成に向け、耐震化に関する緊急的な取り組み方針を定めるものである。

3 対象建築物

建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された個人が所有し、現に居住する木造戸建て住宅（賃貸住宅を除く。）とする。

4 取組期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とする。

※「中川村耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」の計画期間とする。

5 取組内容

(1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

対象住宅所有者全戸に対し、ダイレクトメールの送付等により住宅耐震化を促す。

(2) 耐震診断受診者に対する耐震化促進

ア 新たに村の無料診断を実施した者に対して改修補助制度の説明により耐震改修を促す。

イ 耐震診断後、1年以上経過しても耐震改修を行っていない者に対して個別訪問等を実施し耐震改修を促す。

(3) 改修事業者等の技術力向上を図る取組

ア 改修事業者に対し、県で実施している事業者向け講習会の周知を行う。

イ 県ホームページで公開している受講者リストを参考に、耐震改修事業者リストを作成し、村ホームページにより公表する。

(4) 耐震化の必要性に係る普及・啓発

- ア 広報誌、村ホームページにより耐震化の必要性を周知する。
- イ 防災訓練、イベント等の開催時に住宅耐震化に関する情報提供を行う。
- ウ 耐震化支援制度についてのリーフレット等の作成・配布を行う。
- エ 総代会（各地区自治会長参集の行政懇談会）の開催時に、住宅耐震化の必要性及び耐震化への支援制度の情報提供を行う。

6 実績の公表

年度毎の耐震診断・耐震改修の実績を村のホームページや広報誌に公表する。

7 取組目標・実績

【令和4年度の実績】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 3戸
- (2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 2戸（改修1戸、建替1戸）
- (3) 過去耐震診断実施者及び旧耐震基準住宅所有者に対する個別訪問又はダイレクトメールなどの送付

【令和5年度の取組目標】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 3戸
- (2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 1戸
- (3) 過去耐震診断実施者及び旧耐震基準住宅所有者に対する個別訪問又はダイレクトメールなどの送付

＜参考＞「中川村耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」の計画期間における実績

【令和3年度の実績】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 3戸
- (2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 0戸
- (3) 旧耐震基準住宅所有者に対するダイレクトメール送付戸数 0戸

【令和2年度の実績】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 1戸
- (2) 住宅に関する耐震改修工事費補助戸数 0戸
- (3) 旧耐震基準住宅所有者に対するダイレクトメール送付戸数 0戸

【令和1年度の実績】

- (1) 住宅に関する耐震診断費補助戸数 2戸
- (2) 住宅に関する耐震改修工事費補助戸数 0戸
- (3) 旧耐震基準住宅所有者に対するダイレクトメール送付戸数 0戸

【平成30年度の実績】

- (1) 住宅に関する耐震診断費補助戸数 3戸
- (2) 住宅に関する耐震改修工事費補助戸数 2戸
- (3) 旧耐震基準住宅所有者に対するダイレクトメール送付戸数 0戸

【平成29年度の実績】

- (1) 住宅に関する耐震診断費補助戸数 4戸
- (2) 住宅に関する耐震改修工事費補助戸数 0戸
- (3) 旧耐震基準住宅所有者に対するダイレクトメール送付戸数 0戸

【平成28年度の実績】

- (1) 住宅に関する耐震診断費補助戸数 5戸
- (2) 住宅に関する耐震改修工事費補助戸数 0戸
- (3) 旧耐震基準住宅所有者に対するダイレクトメール送付戸数 0戸